

## 関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
E-mail: sr8sekijima@yahoo.co.jp



2007年9月号

## 厚生年金保険料・毎年1万円引き上げ

### 平成16年の年金改革時に決める

今年もこの9月から、厚生年金保険料が、0.354%（会社・従業員折半0.177%）引上げられます。年収400万円の人で毎年7千円、600万円の人で毎年1万円の負担増となります。この負担増は平成29年まで毎年行われますので、会社にとっても従業員にとっても事態は深刻です。

これは、平成16年の年金改革のとき、

毎年0.354%アップを決め、平成29年以降18.30%に固定することを決めたことによります。年収500万円の社員が50人いる会社の負担増は1年間で約44万円増。最終的には約590万円もの負担増になります。こうした負担増は、無年金者となる社会保険未適用者を増やすもので、再検討が必要です。

### 年収500万の社員が50人いる会社では590万円の負担増

	保険料率	アップ率	会社負担増額
平成16年9月まで	6.790%		
平成16年10月から	6.967%	0.177%	442,500円
平成17年9月から	7.144%	0.354%	885,000円
平成18年9月から	7.321%	0.531%	1,327,500円
平成19年9月から	7.498%	0.708%	1,770,000円
平成20年9月から	7.675%	0.885%	2,212,500円
：	：	：	：
平成29年9月から	9.150%	2.360%	5,900,000円

### 保険料負担節減の策

そこで、保険料負担増を少しでも軽減するため会社として対策を講じざるを得ません。

対策には、以下の方法があります。

- ① 4月昇給をやめ、7月昇給にする。
- ② 賞与を減らし給与を上げる。

③ 年俸制として賞与を出さない。

④ 高年齢者の在職老齢年金が受給できる賃金制度に変更する。等々

各会社の実情に合った改善が必要です。ご相談下さい。

# 遺族年金の所得制限 850 万円について

**質問** 夫婦で会社を経営していましたが、先月、夫が死亡しました。遺族厚生年金は、私の前年所得が 900 万円だったため、支給されないと聞きました。今後の私の収入は激減してしまいます。遺族厚生年金は支給されないのでしょうか。

**回答** 将来の所得について、死亡時において請求者（遺族）の所得が減少することの予測が証明されれば認定されることもある。

## 1 生計維持関係の認定要件

生計維持関係の認定基準は、被保険者または被保険者だった者の死亡時に、その者に生計を維持されていた者とされています。

具体的には、生計を維持されている者（仕送り等があれば同一世帯を必要としない）で、かつ、厚生労働大臣の定める収入要件（年収 850 万円未満など）を満たしていることが必要です。

## 2 収入要件について

次のいずれかに該当することが必要です。

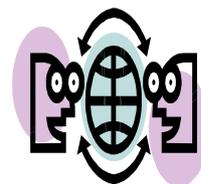
- ① 前年の収入が 850 万円未満
- ② 前年の所得が 655 万 5,000 円未満
- ③ 一時所得がある場合はその額を除外して計算する。
- ④ 上記のいずれにも該当しなくても、定年退職等の事情があり、近い将来（概ね 5 年以内）に収入または所得が低下して基準額に該当すると認められること

〈注〉「前年の収入」とは、市町村民税の（非）課税証明書の交付が可能となるかどうかを基準にしています。通常は、1 月から 5 月までの間に死亡した場合は、課税額が確定していないため前々年の収入や所得に基づいて認定されます。

## 3 収入基準の注意点

- ① 確定申告をしている自営業者と、給与所得以外にも年金収入や不動産収入等がある人は、前年の所得が年額 655 万 5,000 円未満か否かの基準で判断します。
- ② 給与所得者の場合は、年収 850 万円の際において給与所得控除後の所得額が 645 万円（850 万円×0.9－120 万円）となります。
- ③ 「概ね 5 年以内に収入または所得が低下する見込み」とは死亡時にすでに決定されていた諸事情によって概ね 5 年以内に、「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」に該当するかどうかということです。
- ④ 夫の死亡によって事業が経営困難になったり、廃業せざるを得なかったりする場合等は、その事案ごとに慎重な判断をします。昭和 61 年 4 月の社会保険庁通達では「これにより生計維持関係の認定を行うと実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。」とされているため、保険者の不支給決定を取り消している裁決例が出ています。

## 私傷病による長期欠勤者の解雇



従業員が休日にドライブで負傷し、その回復に6カ月ほどかかるといいます。当社は零細企業ですのですぐに業務に支障が出ます。この社員を解雇して他の人を雇用したいのですが、可能ですか。

### 回答

解雇できますが、解雇しないほうが良いと思います。

大企業ならば、解雇を強行すれば、解雇無効になります。

しかし、中小零細企業の場合、就業規則にその規定があればその定めに従って、解雇できます。

問題は、就業規則がない場合、または、私傷病休職等の規定がない場合です。この場合であっても、長期の欠勤は、労働者としての労務提供義務不履行に該当し、解雇理由になることは間違いありません。

しかし、日本の場合、長期雇用システムという雇用慣行があります。その傷病が将来回復するものであれば、勤続年数に応じて最長2～3年の範囲内で休職として解雇を猶予し、労働者の職場復帰を待つことが一般化されています。

私傷病欠勤中の賃金については、健康保険から1年6ヶ月間を限度として、傷病手

当金が支給されますから、支払う必要はありません。ただし、社会保険料の負担は免れません。

したがって、会社としては、該当者の勤続年数を勘案して一定期間の解雇猶予を行うとともに、パートタイマーや短期雇用労働者を採用し、その契約期間を解雇猶予として、負傷従業員の復帰を待つことがベターな方法といえます。

こうした人事的な一定の配慮は、一方では、従業員全体に雇用上の安心感を与えます。





# トピックス



## ●介護保険の利用者数が初めて減少

2006 年度における介護サービス・介護予防サービスの利用者が約 429 万 5,600 人（前年度比約 10 万 2,800 人減）となり、2000 年の制度開始以来初めて利用者が減少したことが、厚生労働省が発表した「介護給付費実態調査」によりわかった。1 人あたりの利用額は月額 14 万 8,900 円だった（8 月 24 日）。

## ●出生数・離婚件数がともに減少

厚生労働省が人口動態統計（速報）を発表し、6 月の出生数が 9 万 779 人（前年同月比 1.4% 減）と 5 カ月連続で減少し、1～6 月期の出生数も 54 万 6,541 人（前年同期比 0.5% 減）と 3 期ぶりに減少したことがわかった。離婚件数は、「年金分割制度」の開始による影響で 4 月・5 月と前年同月を上回っていたが、6 月は 2 万 901 件（前年同月比 4.9% 減）と減少した（8 月 23 日）。

## ●作業準備・清掃時間は労働時間

東京都内のバス会社に勤務していた男性運転士（虚血性心不全で死亡）の遺族が労災を申請していた件で、東京労働者災害補償保険審査官は、「始業点呼前と終業点呼後の各 10 分は労働時間に算入するべき」とし、死亡と過重労働との因果関係を認めて労災認定をした。遺族側の代理人弁護士は「労働実態に即した珍しい判断」としている（8 月 21 日）。

## ●労災多発企業 労働時間を把握せず

東京労働局は、長時間労働・過重労働などが原因で労働災害が発生した東京都内の 37 社を対象に行った 2006 年度における監督指導で、うち 10 社が労働者の労働時間を把握しておらず、25 社が長時間労働をした労働者に医師による面接指導などを受けさせていなかったことがわかったと発表した（8 月 21 日）。

## ●中小企業の初任給が大企業を上回る

中小企業の新卒採用者の初任給が、大企業を上回る傾向が強まっていることが、日本経団連が行った新卒者（2006 年 4 月入社）の初任給に関する調査でわかった。

大企業（従業員 3,000 人以上）の初任給を 100 とした場合の中小企業（従業員 100 人未満）の初任給は、大卒事務系で 105.7、短大卒事務系で 118.1、高卒事務系で 110.5。中小企業の採用難が影響しているとみられる（8 月 20 日）。

## ●国民年金の納付率 4 年ぶりに低下

2006 年度の国民年金保険料の納付率が 66.3%（前年度比 0.8 ポイント低下）となり、4 年ぶりに低下したことが社会保険庁の発表でわかった。2006 年度の同庁の目標は 74.5% で、目標未達成は 3 年連続。納付率は 2003 年から徐々に回復していたが、昨年 5 月に発覚した保険料不正免除などの不祥事が影響したものとみられる（8 月 11 日）。